

第1回南北区道周辺荷さばきルール策定懇談会での意見と対応案

分類	意見概要	発言者	考えられる取り組み※	主要関係者	
周知方法	商店会・協会等の会員でない事業者はどう周知するか	・サンシャイン 60 通り商店会 ・東京都トラック協会 ・全国清涼飲料連合会	・荷さばきルールの対象範囲の店舗、荷さばき車両等にパンフレットを配布 ・区および各委員のホームページに取り組みを掲載 ・啓発活動を実施して、地元や運送事業者(ドライバー)に周知する	・協議会メンバー	
駐車場所の確保	駐車場所を確保して欲しい	・佐川急便 ・ヤマト運輸	・時間貸し駐車場の活用 ・PM(パーキング・メーター)の活用 ・駐車場地域ルールを活用による民間施設への共同荷さばきスペースの整備 ・駐車禁止規制の見直し(「貨物集配中の貨物車に限る」の規制等)	・警察 ・駐車場事業者 ・(開発事業者)	
	既存のPMを貨物車が利用できるようにして欲しい(一般車の利用を排除して欲しい)	・美久仁小路料飲商店会 ・ローソン ・東京都トラック協会	・貨物車用PMの横に「一般車の駐車はご遠慮ください」などの啓発看板を設置する ・一般車両への時間貸し駐車場の案内 ・グリーン大通りにある既存の「車両の指定なし」のPMを「貨物車用」に変更する ・駐車禁止規制の見直し(既存PMの「貨物集配中の貨物車に限る」の規制等)	・警察 ・道路管理者(都、区) ・協議会メンバー	
	貨物車両の駐車禁止規制の解除を含め、配送場所に出来るだけ近い場所で駐車場所を確保して欲しい	・東京都トラック協会	・時間貸し駐車場の活用 ・既存の荷さばきスペースの共同化 ・駐車禁止規制の見直し(「貨物集配中の貨物車に限る」の規制等)	 <p>貨物車用駐車枠の事例(立川市)</p>	・警察 ・駐車場事業者 ・豊島区
	コインパーキング等、荷さばき車両が利用できない場所がある⇒地権者との契約改訂が必要(三井不動産、タイムズ 24)	・セブンイレブン	・駐車場事業者に貨物車が駐車できる(しやすくなる)ための協力を求める	・警察 ・駐車場事業者	
	コインパーキングは一般車が駐車していると荷さばき車両が駐車できない	・豊島郵便局	・フリンジ(集約)駐車場の整備を推進することで、一般車の街区内への流入交通(駐車場利用)を減らす	・(開発事業者)	
横持ち時の安全確保	人混みの中を横持ちする際どのように安全確保するか	・ファミリーマート ・セブンイレブン	・ドライバーの方へ注意喚起を促す ・できる限り配送場所に近い駐車場所の確保に努め、横持ち距離を極力短くする	・運送事業者	
時間帯の変更	コンビニは物流システム全体に影響するので難しい	・ファミリーマート ・セブンイレブン	・直近での対応が難しい事業者については、今後の物流システムの見直し時期などに対応を検討してもらう	・運送事業者 ・商店会(荷主)、商業事業者	
その他	通行ルールを守らない歩行者もいるので、歩行者に対する規制も考えて欲しい	・美久仁小路料飲商店会	・「通行ルールを守ろう」キャンペーンなどの実施について、今後警察および区の担当部署と連携しながら検討する	・警察 ・道路管理者(区)	
	道路交通法の「駐車」の定義をもう少し広く解釈して欲しい	・東京都トラック協会	・法律の解釈は全国一律のため変更するのは困難。荷さばきルールの運用により駐車場所の確保等で対応していく	・警察	
	旧三越裏通りに荷さばき車両の溢れ出しがあるのでは	・栄真	・定期的な観測を実施して、様子を見る(事後検証の実施)	・協議会メンバー	
	荷さばきルール施行後の事後検証・ルールの修正、協議会での議論	・大沢会長	・荷さばきルール実施後の評価・検証の体制を構築(PDCAの実施)	・協議会メンバー	

※ 赤字:荷さばきルールへ記載 / 青字:今後進めていく取り組み・検討 / 黒字:荷さばきルールには記載しない